

後藤昭先生 退職記念

献辞

後藤昭先生は、2014年3月末日をもって、一橋大学大学院法学研究科を退職されました。本号には、先生のご指導を受けた者、本学刑事法部門教員が感謝の念をこめて寄稿しました。学部ゼミ以来、長きにわたり先生の薫陶を受けている者として、ここに後藤先生を紹介し、献辞に代えさせていただきます。

先生は、1973年に一橋大学法学部を卒業され、1975年には司法修習を修了し、1976年に東京大学大学院法学政治学研究科の修士課程に入学、その後、同研究科の博士課程に進みました。学部では、鴨良弼先生のゼミで指導を受けられた後に、大学院では松尾浩也先生、平野龍一先生の指導を受け、1989年に千葉大学法経学部の助手に就任されました。その後、「刑事控訴立法史の研究」で博士号を授与され、千葉大学法経学部助教授、同教授を経て、1996年に母校に赴任されました。

ご研究の面では、刑事上訴制度や刑事弁護、捜査法等を幅広く研究され、学内においても国際セミナー「東アジアにおける市民の刑事司法参加」を企画されました。また、刑法学会理事、法と心理学会理事長、臨床法学教育学会理事長などを歴任され、学会に対しても多大な貢献をされております。実務家とも研究会等を通じて意見を交換され、令状実務や当番弁護士制度、公設弁護士制度の在り方など、実務上の問題にも数多く取り組まれてきました。精緻に組み立てられたその論理と、他の論者の見解の趣意を誠実に汲み取って議論を尽くそうとするそのご姿勢は、立場や見解の相違を超えて参照される研究成果を生み出しており、誠実なお人柄も相俟って、実務家・研究者問わずに先生に対して信頼感を抱くことにつながっているのだと思います。

また、教育・学内行政においては、後藤先生は法科大学院の創設に力を尽くされた後、2004年に初代の法務専攻長に就かれ、「高い志、緊張感、連帯感の共有」を標語とし、2期3年にわたって様々な取組みをされました。刑事訴訟法、刑事証拠法等各科目を担当され、厳しくも深く考えさせる講義を熱心に展開され、正規の履修者以外にも多くの法科大学院生が聴講する講義だったと聞きます。ま

た、刑事上訴事件を担当する弁護士と法科大学院生が相談して、弁護側の主張の組み立てを研究し、実際に上訴趣意書等を起草する、「刑事上訴クリニック」というユニークな教育プログラムを考案され、熱心に指導をされました。そこでは、院生に対する教育効果のみならず、判例集に搭載されるような成果すら生み出しました。他方で、毎月、法科大学院生とのランチ会を開き、あるいは講義評価以外のアンケートも実施し、院生の希望や不安を把握しようとされました。法科大学院を修了した修了生の多くが先生を慕っているのも、教育において常に最善を尽くす、先生のお人柄ゆえでしょう。法科大学院設立前には、法学部で刑法各論や刑事証拠法、ゼミナール等を担当されていました。学部のゼミナール、研究大学院ともに、厳しくも温かい指導を通じて、数多くの教え子が法曹実務その他様々な分野において、日本国内はもとより、海外でも活躍しております。

さらに、郵便不正事件における検察官の証拠改ざんに端を発して法務省に設置された「検察の在り方検討会議」、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」にそれぞれ委員として参加され、刑事訴訟法等の改正に尽力されました。その議事録を通じて、先生が自らが参加している意味を問いつつ、厳しい議論を交わす様子を、私たちも読み取ることができます。

先生は最終講義のみならず、以前から一貫して、教え子に対して「Social Engineer」として生きることの価値を伝え続けておりました。そのみならず、自らに厳しくその生き方を課し、刑事司法制度や法曹養成制度の在り方をめぐって実践され続けているのだと思います。先生が、ある論文で書かれた「現実の困難にも拘わらず、弁護士が最善のことをしてくれたという満足感を依頼者に与える目標を、弁護士は放棄してはならないと思う」という一文は、先生自身の職業観と生き方をも表現しているように思えます。このたび、先生は、一橋大学でのご活動に一区切りをつけられましたが、すでに青山学院大学法科大学院において教壇に立たれるとともに、種々の教育プログラムを考案され、実践なさるなど、引き続き熱意をもって法曹養成に取り組まれております。

後藤先生、本当にありがとうございました。今後の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

緑 大 輔